

# 滞納は ルール違反です

# 市税も、市の料金も 納期限までに納めましょう

市税は国民の義務として、水道料金や介護保険料といった市の料金は市の提供する具体的な行政サービスの対価として、皆さまから頂いております。

しかし、この市税および市の料金を納付しないでいると、思いがけない不利益を被ることがあります。

## ◆滞納すると

### ①行政サービスが制限されます

次の市税および市の料金の滞納状態が続くと、それぞれに示す行政サービスの制限を受ける場合があります。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| <b>国民健康保険税</b>    | 医療機関等の窓口で、医療費の全額を自己負担していただく場合があります。    |
| <b>介護保険料</b>      | 介護サービスを受けるにあたって、利用者負担金が割高となる場合があります。   |
| <b>水道料金</b>       | 給水を停止します。                              |
| <b>公営住宅家賃</b>     | 公営住宅の明渡しを求めます。                         |
| <b>ケーブルテレビ使用料</b> | 佐渡市のケーブルテレビ回線を利用した全てのテレビ放送が視聴できなくなります。 |

### ②強制的に徴収します

市の徴税吏員または裁判所（執行官）が、給与、預貯金、保険解約返戻金などを取り立てたり、不動産などを公売したりして、滞納となっている市税および市の料金に充当します。

## ◆こうした事態にならないように

市税および市の料金は納期限内に納付されますよう、ご注意ください。

なお、病気や失業などの事情により資力が不足し、納付できない場合は、市の担当課までご相談ください。

## ◆滞納とならないように便利な納付方法をお選びください

### ①コンビニ納付

納付しようと思ってはいても、ついうっかり忘れることもありますし、仕事が忙しくて支払にいけない、といったこともあるかと思います。

市では、今年4月から、市税（国民健康保険税を含みます。）ならびに介護保険料、後期高齢者医療保険料および保育料について、市内をはじめ全国の主なコンビニエンスストアでの納付が可能となりました。昼夜を問わず、また、出張先など島外でも、皆さまのライフスタイルにあわせて納付することができるようになりましたので、ご利用ください。

### ②口座振替

そのほか、納め忘れをしない方法として口座振替による納付をお奨めします。この口座振替の手続きは、口座のある金融機関（銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）、信用組合、農協、漁協等）の窓口でお願いします。

### 連絡（納付相談）先

- |  |  |
|--|--|
| ○市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料<br>税務課収納係 <b>☎63-5110</b> | ○し尿処理手数料<br>環境対策課廃棄物対策係 <b>☎63-3113</b>                              |
| ○水道料金、下水道使用料<br>上下水道課業務係 <b>☎55-3173</b>               | ○ケーブルテレビ（CNS）使用料<br>地域振興課情報センター室施設管理係 <b>☎51-2030</b>                |
| ○下水道受益者負担金・分担金<br>上下水道課普及促進係 <b>☎55-3115</b>           | ○幼稚園授業料<br>学校教育課庶務係 <b>☎23-4898</b>                                  |
| ○公営住宅家賃（駐車場使用料）<br>建設課住宅係 <b>☎63-5118</b>              | ○市立病院診察料<br>両津病院管理課医事係 <b>☎23-5111</b><br>相川病院管理課医事係 <b>☎74-3121</b> |
| ○保育料 社会福祉課子育て支援室保育係<br><b>☎63-5113</b>                 |  |

